

郡山市ちびっ子広場管理要綱

平成17年4月1日制定
[都市整備部公園緑地課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第40条第2項の規定により、公共施設として帰属されたちびっ子広場（以下「ちびっ子広場」という。）の管理について、必要な事項を定めるものとする。

(行為の禁止)

第2条 ちびっ子広場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 営利行為を行うこと。
- (2) ちびっ子広場を損傷し、汚損すること。
- (3) 物件を放置し、又は設置しないこと。
- (4) はり紙等による広告をしないこと
- (5) 車両を乗り入れないこと。ただし、ちびっ子広場の管理のために必要な場合を除く。
- (6) 危険のおそれのある遊技をし、又は公衆の利用に支障のある行為をすること。
- (7) 夜間の騒音等地域住民の迷惑となる行為をすること。

(占用)

第3条 ちびっ子広場の占用は、郡山市財産規則（昭和40年郡山市規則第50号）第26条に規定するところにより行うものとする。

(管理)

第4条 市長は、ちびっ子広場を良好かつ安全に利用できるよう適切な維持管理に努めるものとする。

(協力要請)

第5条 市長は、ちびっ子広場を管理するにあたり、地域住民に協力を要請するものとする。

(台帳)

第6条 市長は、適正にちびっ子広場管理台帳（別記様式）を作成し、管理するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

ちびっこ広場管理台帳

		地区名				
		番号				
ちびっこ広場名			所在地			
			郡山市			
帰属年月日	面積	種別	中分	小分	コード	地図
	m ²					
遊具名	規格	備考				

開発行為者	
同意協議年月日	
書類チェックリスト	
<input type="checkbox"/> 位置図	<input type="checkbox"/> 写真
<input type="checkbox"/> 公図	<input type="checkbox"/> 遊具保証書
<input type="checkbox"/> 地積測量図	<input type="checkbox"/> 施設図面
<input type="checkbox"/> 登記簿謄本	
備考	